

(趣旨)

第 1 条 県民生活部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第 2 条 規則第 3 条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第 3 条 規則第 4 条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から 15 日を経過した日とする。

(状況報告等)

第 5 条 補助事業者等は、規則第 11 条第 1 項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第 1 項の場合において、第 7 条第 2 項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第 11 条第 2 項第 1 号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が 2 割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第 6 条 規則第 13 条第 1 項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 13 条第 1 項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から 30 日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の 4 月 20 日)とする。

3 第 3 条第 2 項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第 7 条 規則第 16 条第 1 項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき

認めるものについては、これを省略することができる。

- (1) 請求内訳書
- (2) 出来高調書
- (3) 事業の実施における契約書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第 8 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第 20 条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。

3 規則第 20 条第 2 号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50 万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第 20 条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第 9 条 補助金等の交付については、規則第 21 条の規定により、規則第 16 条第 1 項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第 10 条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱(以下「新要綱」という。)は、平成 18 年度の予算に係る補助金等から適用する。

(市町村金融広報生活設計事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市町村金融広報生活設計事業費補助金交付要綱(昭和 41 年長崎県告示第 848 号)

(2) ながさきチャレンジ女性モデル実践事業補助金交付要綱(平成 16 年長崎県告示第 878 号)

(3) 長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金交付要綱(昭和 52 年長崎県告示第 1010 号)

(4) 長崎県公衆浴場施設整備改善資金利子補給補助金交付要綱(昭和 49 年長崎県告示第 2141 号)

(経過措置)

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成 17 年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め(以下「旧要綱」という。)は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成 18 年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成 19 年告示第 621 号)

平成 19 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 20 年告示第 49 号)

平成 19 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成 20 年告示第 404 号)

平成 20 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 20 年告示第 677 号）

平成 20 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 20 年告示第 892 号）

平成 20 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 21 年告示第 418 号）

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 22 年告示第 363 号の 4）

平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 22 年告示第 365 号）

平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 22 年告示第 603 号）

平成 22 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 23 年告示第 377 号）

平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 23 年告示第 908 号）

平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 24 年告示第 418 号）

平成 24 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 25 年告示第 398 号）

平成 25 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 26 年告示第 430 号の 2）

平成 25 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 26 年告示第 511 号）

平成 26 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 27 年告示第 438 号）

平成 27 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 27 年告示第 1134 号）

平成 27 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 28 年告示第 260 号）

平成 28 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 28 年告示第 782 号）

平成 28 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 29 年告示第 317 号）

平成 29 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成 30 年告示第 307 号）

平成 30 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第 2 条関係）

県民協働課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県ボランティア振興事業費補助金	地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化等、地域全体で支える基盤を構築することにより、地域福祉の増進を図る。	次に掲げる地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 (2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 (3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 (4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業	10分の10以内	社会福祉法人等

男女参画・女性活躍推進室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	地域女性活躍推進交付金事業補助金	地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援し、地域における女性の活躍を推進する。	内閣府の地域女性活躍推進交付金事業で採択された取組に必要な経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内。 ただし、250万円を限度とする。	市町

人権・同和対策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県人権擁護委員連合会運営費補助金	人権擁護活動の推進と充実を図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で 知事が定める額	長崎県人権擁護委員連合会

交通・地域安全課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	交通安全指導員設置費補助金	道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図る。	補助対象者が交通安全指導員を設置するために要する経費	2分の1以内	(一財)長崎県交通安全協会
2	長崎県交通安全母の会連合会補助金	家庭及び地域における交通安全思想の普及及び定着を促進する。	補助対象者が行う交通安全実践活動事業に要する経費	予算の範囲内で 知事が定める額	長崎県交通安全母の会連合会

生活衛生課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県公衆浴場基幹設備整備補助金	公衆浴場の経営の安定を図る。	公衆浴場の浴槽、油タンクその他の基幹設備の更新及び補修並びに内装工事に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	3分の1以内。ただし、100万円を限度とする。	営業許可を受け、入浴料金につき物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による統制額を指定された公衆浴場を営業者
2	長崎県公衆浴場施設整備改善資金利子補給補助金	公衆浴場施設の近代化及び衛生水準等の向上を図る。	株式会社日本政策金融公庫から借り入れた施設整備改善資金の利子償還に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	100分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。	営業許可を受け、入浴料金につき物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による統制額を指定された公衆浴場を営業者
3	生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1)経営指導員及び補助員の配置に要する経費 (2)生活衛生関係の営業相談室の運営事業 (3)税務相談等事業 (4)後継者育成支援事業等	予算の範囲内で知事が定める額	(公財)長崎県生活衛生営業指導センター
4	生活衛生関係営業振興事業費補助金	生活衛生関係営業の振興及び活性化を図る。	生活衛生同業組合が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、補助対象者が補助する場合の当該経費 (1)講習会又は研修会の開催に要する経費 (2)郷土料理又は専門料理の開発又は研究に要する経費 (3)情報の共有化に要する経費 (4)感染症防止対策及び食品の安全安心に関する正しい知識の啓発に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	(公財)長崎県生活衛生営業指導センター



		<p>長崎県食育推進計画の目標達成に向けた地域における食育活動を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費</li> <li>(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費</li> <li>(4) 食文化の保護及び継承のための取組支援に要する経費</li> <li>(5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費</li> <li>(6) 和食給食の普及に要する経費</li> <li>(7) 共食の場における食育活動に要する経費</li> <li>(8) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費</li> </ul>		<p>法人格を有しない団体で地方農政局長等が特に必要と認めるもの</p>
--	--	---	--	--	--------------------------------------